建築物等の高温化抑制について

資料１

１．建築物等の高温化抑制とは

　建物・地表面は、都市化による人工被覆の増加に伴い大気へ放出する熱負荷量は８割以上を占めており、ヒートアイランド現象の主な原因となっている。

建築物等の高温化抑制とは、昼間に建物や敷地に熱を蓄積させず、夜間に熱を放出させない対策である。本対策には、高反射性塗料や高反射性屋根材、高反射性防水シート等の建物表面の高反射化、太陽光パネルの設置、外断熱工法、建物や敷地の緑化、透水性・保水性舗装等がある。

２．条例による現行の建築物等に対する対策

　　大阪府では、「大阪府の温暖化の防止等に関する条例」により、延べ面積2000㎡以上の建築物の新築 ・増改築（特定建築物）を対象に、建築物の環境計画書の届出を義務化している。

知事は建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針を定める（第14条）

建築物の新築や増改築をしようとする方は、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のための適正な措置を講ずるよう努めなければならない（第15条）

大阪府のホームページなどにより公表する（第16条）

**●建築物の環境配慮制度**

**建築物の総合的な環境配慮の取組みを評価**

環境性能効率＝環境品質／環境負荷

**地球温暖化やヒートアイランド 対策を重点的に評価**

ＣＯ２削減、省エネ対策

 みどり・ヒートアイランド対策

（緑化・建築物表面、敷地の高温化抑制）

**CASBEE－新築（簡易版）**

**大阪府の重点評価**

**建築物環境配慮指針の策定**

**建築主の環境配慮義務**

**建築物環境計画書の作成等**

**届出の概要の公表**

**建築物環境配慮評価システム**

○報告の徴収（第36条）

建築物の環境配慮指針に基づく、環境配慮のために講じようとする措置を評価するシステム

○指導及び助言（第25条）

建築物の新築等をしようとする方は、建築物の環境配慮のための措置に係る計画書を作成し、知事に届け出なければならない。（第16条）

１

　　また、平成24年度から特定建築物の販売等広告を行なう際は、広告に建築物環境性能表示を義務化している。さらに、条例施行当初から環境に配慮した建築物の普及促進及び府民の意識啓発を図るために、建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした方に対し、顕彰を行なっている。

販売等について、広告をするときは、当該広告に評価結果の要旨を記載した標章を表示しなければならない。

（第20条）

建築物環境性能表示届出書の届出

（第22条）

広告等にラベル（大阪府環境性能表示）を表示

**●ラベリング制度**

**建築物環境性能表示**

**性能表示の届出**

**届出内容の公表**

知事は建築物の環境 配慮に関し、 特に優れた取組み をした方に対し、顕彰を行なう。（第35条）

建築物環境計画書の届出の内容により審査・選考

大阪府のホームページなどにより公表

・大阪サステイナブル建築賞

**●建築物の顕彰**

**顕彰の実施**

**公　募**

**顕彰結果の公表**

３．建築物環境計画書の届出及び評価の状況

（１）建築物環境計画書の届出件数

大阪府域の建築物環境計画書の届出件数は、平成25年度末までの累計で1,943件、その内、大阪市内の届出件数は933件であった。

1943

1430

1082

912

752

590

402

192

２

（２）　環境配慮の評価の状況

平成24年度および平成25年度の大阪府の建築物の環境配慮制度における大阪府の重点評価３以上の割合は、CO2対策や省エネ対策では、100％近い結果に対し、みどり・ヒートアイランド対策では、60％程度と低い結果となっている。

※平成26年8月時点集計結果（平成24年度116件、平成25年度172件）

４．建築物の環境配慮制度に対する取組と今後の方向性

　　上記で示した評価結果を踏まえ、現行制度におけるヒートアイランド対策に関する取組状況について検証するとともに、建築物等のヒートアイランド対策が促進されるよう制度の運用改善等について検討する。

（１）現行制度の検証

　　 ・建築物環境配慮評価システム（CASBEE新築［簡易版］と大阪府の重点評価（結果））

からどのようなヒートアイランド対策が実施されているか、必要な基礎情報をまとめ、現状把握を行なう。

・熱負荷計算モデルを利用し、ヒートアイランﾄﾞ対策効果と熱負荷削減量の関係をまとめ、検証を行なう。

（２）現行制度の運用改善等

　・建築主に対し説明会等を開催し、熱負荷計算モデルの普及啓発を行なうと共に、CASBEE評価項目のヒートアイランド対策の検討について、熱負荷計算モデルを活用し、熱負荷計算を実施してもらうように働きかける。

　・提出された熱負荷計算書を基に、建築物のヒートアイランド対策の効果を検証し、建

築主に対しヒートアイランド対策に関する助言や対策の誘導を行なう。

　 ・運用の状況をみて、必要に応じてヒートアイランド対策をさらに促進する制度につい

て検討する。

３

**○現状の制度**

大阪府

●大阪府

提出

返却

●建築主

建築物環境計画書

の届出（条例）

届出内容の確認

（CASBEE新築

［簡易版］）

CASBEE新築［簡易版］評価結果

大阪府の重点評価

（結果）

公表

**○現状制度の運用改善等**

大阪府

●大阪府

●建築主

提出

届出内容の確認

（CASBEE新築

［簡易版］）

CASBEE新築［簡易版］評価結果

大阪府の重点評価

（結果）

公表

建築物環境計画書

の届出（条例）

返却

**CASBEE評価項目**

**の内、ヒートアイ**

**ランド対策の検**

**討として熱負荷**

**計算書の提出（任**

**意）**

**対策の**

**助言・**

**誘導**

**届出の熱負荷量の確認**

**ヒートアイランド**

**対策の導入**

以上

４

４